

茲に還国の期に当り、例として応に船を撥りて接回すべし。此れが為に特に都通事陳啓緒等を遣わす。梢役を帶領し、共に八九員名なり。海船一隻に坐駕し、前みて福建に至りて、皇上の勅書・欽賞の幣帛を恭迎し、併びに京より回る使臣向國璧・王丕烈・紅泰熙と在閩の存留通事魏恭侯等を接えて還国せしめんとす。

但だ差わす所の員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第二百五十二号の半印勘合の執照一道を給発して存留通事鄭依德等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の閩津及び沿海巡哨の官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

## 計開

在船都通事一員 陳啓緒 人伴四名

在船使者二員 翁邦楨 人伴八名  
向士秀

存留通事一員 鄭依德 人伴六名

管船夥長・直庫二名 蔡廷樞 柳作楨

水梢共に六十五名

右の執照は存留通事鄭依德等に付し、此れを准けしむ

道光十一年（一八三二）八月初七日

注（一）勅書（一五四〇二）の勅諭。

（二）表章 表は（一五一〇二）（一五一〇三）（一五一〇四）（一五一〇五）、章

（奏）は（一五一〇四）（一五一〇五）。

## 2-153-09

國王尚灝の、中国難民護送のため都通事鄭肇業等に付した執照（道光十一（一八三二）、四、十八）

琉球国中山王尚（灝）、護照を給発して以て閩津に憑し、以て難人を送る事の為にす。

照得するに、道光十年十二月初四日、広東省潮州府澄海県の難人、船主楊伝順等共に二十三名有りて、海船一隻に坐駕し、奉天省寧遠州に到りて黄豆を収買し、本籍に回らんと要むるに、洋中、風に遭い本国属の大島屋喜内の洋面に漂到す。船隻は沈失し、杉板の小船に坐駕して岸に上りて活命す。該地方官、収養し、送りて中山の泊村に到る。業経に館に発りて安挿し、例に照らして廩・衣服等の項を給与す。部文内の奉旨の事理に欽遵し、収養して解送せんとし、茲に特に都通事鄭肇業等を遣わす。海船一隻に坐駕して梢役を率領し、共に六十七員名なり。難人楊伝順等二十三名を護送し、前みて閩省に至らんとす。

所有の差去する員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第二百五十三号の半印勘合の執照一道を給発して都通事鄭肇業等に付し、収

執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実  
 遇わば、即便に放行し、留難して遲滞するを得る母からしめよ。  
 須らく執照に至るべき者なり。

計開 難商の名・数

船主楊伝順	舵工張宗耀
水手劉振利	謝猛花
林阿獅	林懷碧
□□□	劉振武
黃隆昇	黃智□
陳阿科	黃阿□
劉□盛	楊玉合
楊友文	張大財
王長言	黃阿扁
搭客楊阿部 <sup>(5)</sup>	蔡阿四
蔡繩仲	楊阿扁
高金生	

以上、共計に二十三名なり

護送の都通事一員 鄭肇業 人伴四名  
 司養瞻大使一員 曹国璉<sup>(6)</sup> 人伴四名  
 管船夥長・直庫二名蔡廷佑 末得福  
 水梢共に五十五名

右の執照は都通事鄭肇業等に付し、此れを准けしむ

道光十一年（一八三二）四月十八日

注 (1) 護照 通行証。

(2) 憑し 証明となして。

(3) 部文内の奉旨の事理 礼部の咨に引用されている旨（一五三〇七）注（13）参照）で指示されたことを指す。

(4) 第二百五十三号 校訂本は「第二百五十二号」だが、（一五三〇八）の接貢船の執照が「第二百五十二号」であり、（一五五二〇）の符文が「第二百五十四号」なので、ここは「第二百五十三号」の誤りと思われ、訂正した。

(5) 楊阿部 「一五四一四」では「楊阿都」となっている。

(6) 曹国璉 一七六六〜一八四二年。首里曹姓八世。宇良筑登之親雲上慶存。嘉慶十四年（一八〇九）の冊封使の来訪時には惣御入目方総方中取（諸経費を管理する係）を勤めた。嘉慶十九年（一八一四）、仕上世座大屋子となる。道光十一年（一八三一）、漂着中国人の護送船の官舎を勤めた（『歴代宝案』では司養瞻大使と記される）（『家譜（三）』四四四頁）。